日 火 連 短 信

令和 7 年 7 月 2日 第232号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22　一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事　大 岩 伸 夫
ＴＥＬ 03-5549-9041
ＦＡＸ 03-5549-9042
ＵＲＬ http://www.nikkaren.jp/
E-mail：nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

すでに近畿地方まで梅雨が明け、東海から関東甲信、東北でも梅雨明けが近いと言われています。気象庁からは「暑く長い夏」になる予報が出ており、例年以上に熱中症対策の重要性が叫ばれています。当会会員の従業者の方は熱中症対策が必要とされる作業環境において従事されるケースも多いと思われますから、別添３を参照の上、熱中症対策の強化に取組んで頂くようお願いします。

◇ 別添１：「令和６年 職場における熱中症による死亡災害の発生状況（確定値）」

◇ 別添２：別添１のうち令和６年の熱中症による死亡災害の事例
熱中症による死亡災害の具体事例を参照してください。

◇ 別添３：「職場における熱中症対策の強化について」
熱中症死亡災害のほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」によるものです。
ＷＢＧＴ値（暑さ指数）については、環境省の熱中症予防情報サイトを参照願います。
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

会員各位への周知をお願い致します。

基安発 0530 第４号
令和７年５月３０日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長

令和６年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

職場における熱中症予防対策について、令和７年２月２８日付け基安発 0228 第１号「令和７年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン の実施について」をお送りしたところです。今般、別添１「令和６年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめました。

つきましては、貴会におかれましても、この確定値とともに、６月１日から施行される改正労働安全衛生規則の周知用パンフレット及びリーフレットである別添３を活用いただき、熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則を会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。